

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 行政文書の公開及び救済手続等（第 5 条—第 16 条）
- 第 3 章 情報公開の総合的推進（第 17 条—第 18 条）
- 第 4 章 審査会における審議等（第 19 条—第 23 条）
- 第 5 章 その他（第 24 条—第 29 条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）に係る岸和田市及び貝塚市の市民（以下「市民」という。）の知る権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、組合の保有する情報の一層の公開を図り、もって組合の諸活動を市民に説明する責任を全うし、市民の組合行政に対する理解と信頼を深め、組合行政の公正な運営及び透明性の確保と市民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

#### （実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、市民の知る権利を十分尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

#### （利用者の責務）

第 4 条 この条例の定めるところにより行政文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 行政文書の公開及び救済手続等

(公開を請求することができるもの)

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して行政文書の公開を請求することができる。

- (1) 岸和田市及び貝塚市(以下「関係市」という。)の区域内に住所を有する者
- (2) 関係市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 関係市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 関係市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があった場合においても、情報の公開に努めるものとする。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定により公開を請求しようとするものは、実施機関に対して次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
- (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項
  - ア 前条第2号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
  - イ 前条第3号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
  - ウ 前条第4号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地
  - エ 前条第5号に掲げるもの そのものの有する組合行政に関する利害関係の内容
- (3) 公開を請求する行政文書を特定するために必要な事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に第8条及び第9条に規定する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(公開しないことができる行政文書)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、公開しないことができる。

- (1) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から

人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件の下に、任意に提供された情報で、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものであって、当該情報の提供者の承諾なく公開することにより当該情報の提供者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められ、かつ、その情報の内容が公にしないことが真に妥当であると認められるもの

(2) 組合の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民の正確な理解を妨げることなどにより不当に市民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(3) 組合の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

(公開してはならない行政文書)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、公開してはならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるものであって、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報

(2) 法令等の規定により、又は国等の指示により、公開することができないことが明示されている情報

(部分公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が含まれている場合において、当該部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除く

た部分を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第 11 条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第 12 条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているかどうかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第 13 条 実施機関は、第 6 条に規定する公開請求があったときは、公開請求書を受理した日から起算して 15 日以内に、公開請求に係る行政文書の公開をするか否かの決定(以下「公開決定等」という。)を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに、公開請求者に対し、書面により、当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由がある場合にあつては、公開請求書を受理した日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該延長の期間及び理由等を公開請求者に通知しなければならない。
- 4 第 2 項の場合において、実施機関は、情報の公開をしないことの決定を行った旨の通知をするときは、その決定の理由を付記した書面により、これをしなければならない。この場合において、当該記録されている情報が、第 10 条に掲げる情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に付記しなければならない。
- 5 実施機関は、前条の規定により請求を拒否するとき及び情報の公開の請求に係る行政文書が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときも、前各項と同様とする。
- 6 やむを得ない理由により第 1 項に規定する期間(第 3 項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が公開決定等を行わないときは、公開請求者は、情報の公開をしないこととする処分があつたものとみなすことができる。
- 7 実施機関は、第 1 項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る情報に第三者に関する情報が含まれているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。
- 8 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、当該行政文書の公開をするときは、あらかじめその旨を当該第三者に通知しなければならない。

(行政文書の公開の方法)

第 14 条 実施機関は、前条の規定により行政文書の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、当該決定に係る行政文書の公開をしなければならない。

- 2 行政文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等(ビデオテープ及び録音テープにあっては視聴に限る。)でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。
- 3 実施機関は、前項の方法による行政文書の公開をすることにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行うことができる。
- 4 公開請求に係る行政文書の公開は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。

(手数料等)

第 15 条 行政文書の公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定に基づき行政文書の写し等の交付を請求したものは、実費の範囲内において規則で定める額の費用を納めなければならない。

(救済手続等)

第 16 条 公開請求に対する決定に係る審査請求(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づく審査請求をいう。以下同じ。)については、同法第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

- 2 公開請求に対する決定について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく、第 19 条に定める岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
  - (1) 当該審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合
  - (2) 審査請求に係る請求を認容する場合

### 第 3 章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的な推進に関する責務)

第 17 条 組合は、前章に定める行政文書の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、組合行政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

- 2 組合は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

(公開請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第 18 条 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、その保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

## 第4章 審査会における審議等

(審査会)

第19条 管理者の附属機関として、審査会を置く。

- 2 審査会は、実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運営に係る基本的事項又は重要事項を調査審議する。
- 3 審査会は、情報公開に関する事項に関し、実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審査会は、委員6人以内をもって組織する。
- 5 審査会の委員は、情報公開制度に関し優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱する。
- 6 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限)

第20条 審査会は、第16条第2項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見書の提出等)

第21条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

- 2 審査請求人等は、申立てにより、審査会において、口頭で意見を述べる機会を与えられなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(提出資料の写しの送付等)

第 22 条 審査会は、第 20 条第 3 項若しくは第 4 項又は前条第 1 項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第 2 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第 23 条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

## 第 5 章 その他

（文書管理）

第 24 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

（文書検索目録の作成）

第 25 条 実施機関は、行政文書の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

（管理者の調整）

第 26 条 管理者は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、情報の公開に関して報告を求め、又は助言を行うことができる。

（運用状況の公表）

第 27 条 管理者は、毎年 1 回、この条例による情報公開制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（他の制度との調整）

第 28 条 この条例は、他の法令等（個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）を除く。）の規定により行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本若しくは写しの交付

の手續が定められている場合については、適用しない。

- 2 この条例は、組合の施設において、市民の利用に供する目的として管理している行政文書であつて、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものについては、適用しない。

(その他)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の規定は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、適用日前に作成し、又は取得した行政文書（以下「適用日前行政文書」という。）については、整理の完了したものから適用する。
- 3 実施機関は、公開を請求しようとするものから適用日前行政文書（前項の規定による整理が完了したものを除く。）について公開の請求があつた場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。
- 4 第 14 条の規定は、前項の規定による行政文書の公開について準用する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日条例第 2 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例（平成 29 年条例第 1 号）第 29 条第 1 項の規定による審査請求があつた場合における諮問に応じてする審査については、この条例による改正後の岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。